

## 公共工事等に関連する建設関連業務以外の業務委託における 最低制限価格の運用について

表題の件について、最低制限価格基準値の算定式を公表することとしましたのでお知らせします。詳細は、以下をご確認下さい。

### 1 対象業務

道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に係る入札等に関する要領（平成20年6月1日県土整備部管理課定め）に定める業務

#### 要領第1条抜粋

この要領の対象となる業務は、県が発注する次に掲げるものとする。ただし、別に要領等の定めのある業務を除く。

(1) 道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務

道路施設、河川施設、ダム施設、港湾及び漁港施設等行政財産の点検、維持、管理等に関する業務

(2) 除草及び街路樹の管理等に関する業務

道路、河川敷、港湾及び漁港等の除草並びに街路樹の剪定、施肥、薬剤散布等に関する業務

(3) 清掃等に関する業務

道路施設、河川及び海岸等の清掃並びにダム、河川、海岸、港湾及び漁港等の流木及び漂着物の除去等に関する業務

### 2 対象業務の種類

(1) その他業務(その1): 建設工事又は地質調査業務の諸経費で積算されている業務

(2) その他業務(その2): 測量又は設計業務の諸経費で積算されている業務

個別案件における最低制限価格の有無及び業務の種類(その1、その2)については、指名競争入札通知書又は入札公告で確認して下さい。

### 3 最低制限価格の算定式

最低制限価格 = 最低制限価格基準値 + ランダム加算値

ランダム加算値 = 最低制限価格基準値 × 一定割合以下の無作為値

その他業務(その1)の最低制限価格基準値 = 予定価格 × 85%

その他業務(その2)の最低制限価格基準値 = 予定価格 × 80%

### 4 留意事項

(1) 平成30年4月1日以降に指名通知等を行う入札に適用します。

(2) 随意契約については、最低制限価格の設定の対象外です。